

農地調整費交付金（継続）

【平成19年度概算決定額：121,627(141,847)千円】

対策のポイント

耕作者の農業経営の安定と、農業生産力の増進を図るといふ農地法の目的を達成するため、都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について国が負担します。

（国が負担する理由）

本事務は、専ら国の利害に関係する事務で、本来、国が行うべきものであり、地方財政法第10条の4第8号においても、「自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整に要する経費」として地方公共団体が負担する義務を負わないこととされています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
<平成17年> <農業構造の展望（平成27年）>
約4割 7～8割程度

<内容>

1．民事調停事務

民事調停法に基づく農事調停事件が申し立てられた時に迅速かつ適切な解決を図るため、小作主事が調停期日に裁判所に出席し意見を述べるとともに、必要な調査等の事務を行います。

2．農地転用許可条件履行状況調査

農地転用許可に係る工鉱業用地、住宅用地等について、許可条件の履行を図るため、許可後の工事等の実施状況の調査を行います。

3．農地取引等調査処理

農地法等の適正な運用により優良農地の確保を図るため、農地の投機的取得とみられる土地取引に対する是正指導、農地法違反行為に対する勧告又は是正命令等所要の措置を講じます。

4．農地等利用関係紛争処理

農業委員会が行う農地等利用関係紛争処理（和解の仲介）の早期解決のため、現地の土地利用関係等の実態を確認し、的確な指導を行います。また、農業委員会がその紛争について和解の仲介を行うことが困難であるときは、自ら和解の仲介を行います。

5．草地利用権設定事業

草地利用権の設定に関し、承認申請がなされた場合に、必要な調査等を行います。また、承認した事案のうち裁定申請のあった事案については、裁定上必要な基礎資料の収集調査を行います。

6．農地等訴訟事務

農地等の買収売渡等に対し、都道府県知事又は国（農林水産大臣）を当事者とする訴訟が提起された場合、事件の調査等を行い、これらの解決に当たります。

7．標準小作料改訂指導

小作料の水準が耕作者の経営の安定を害することのないように、農地法第23条に基づき、農業委員会が地域の実情に応じた小作料の標準となるべき額の改訂をするに当たり、指導を行います。

【交付率：10/10】

【事業実施主体：都道府県】

【事業実施期間：昭和21年度～】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]